

京都市上下水道局告示第20号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成25年6月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市伏見区桃山与五郎町1番地の533

新栄設備株式会社

代表取締役 渡邊 敏彦

2 変更事項（代表者の変更）

高橋 広吉から渡邊 敏彦に変更

（上下水道局下水道部管理課）